

## 第2章 中小・ベンチャー企業等に対する知的財産戦略

### 知的財産の創造に関する戦略

知的財産を活用した豊かな社会を実現するための第一段階は、知的財産を創造することにある。知的財産が継続的に生み出される環境を整えなければ、その後が続く、保護や活用といった流れも生み出されない。

また、知的財産を創造する際には、権利化に対する的確な知識を発明者や発明者が所属する機関が有するとともに、適切に権利化を行うシステムを構築しておく必要がある。知的財産を創造しても権利化に対する意識がなければ、論文やビジネスプランの発表等により公知となってしまう、権利化したいと思った時には権利を押さえることができないという結果を招く恐れがある。

中小・ベンチャー企業等が新事業展開を行う際に重要な武器となるのが、知的財産権である。多大な資金・人材を投入した研究成果を商品として世に出す際、知的財産を権利化しなければ、他者に模倣され、安心して事業を展開することができない恐れがある。

平成14年の日本人による都道府県別特許出願件数を見ると、大阪府は東京都に次いで全国2位であり、全国比約2割の出願を行っている（特許庁調べ）。この数値を見る限り、積極的に知的財産を創造するとともに、権利化を図っていると考えられるが、特許等の知的財産を活かした事業展開を図るためには、中小・ベンチャー企業等において、知的財産に対する意識をさらに高めることが重要である。

ここでは知的財産が数多く創造されるための環境整備に向けた具体的取組みを示すこととする。

#### 【具体的施策】

##### 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実

#### 1 関西特許情報センターにおけるワンストップサービスの展開

企業等が知的財産を創造、保護、活用する際には、様々な課題に直面することが想定される。例えば、産業財産権制度の概要について知りたい、先行技術調査を行いたい、発明の新規性や請求範囲について相談したい、技術的課題を解決するため他者の権利を活用したいなど、個別具体的な相談への対応が求められる。こうした様々な企業等のニーズに対応するためには、知的財産に関する総合センター的な中

核施設が存在し、迅速かつ的確に対応することが必要となる。

このため、大阪府立特許情報センターをはじめ、近畿経済産業局特許室、独立行政法人工業所有権総合情報館大阪閲覧室、社団法人発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部、財団法人日本立地センターテクノマート事業部大阪支部、関西特許情報センター振興会が一堂に会し「関西特許情報センター」を形成し、知的財産に関するワンストップサービスを展開している。今後とも、各機関が相互に緊密な連携を図りながら、企業等の知的財産の創造・保護・活用を支援していく。

#### 関西特許情報センター開設の経緯

平成3年3月、関西特許情報センター（仮称）基本構想策定（大阪府、（社）関西経済連合会、（社）大阪工業会）

平成5年5月、関西特許情報センター設立推進協議会（大阪府、（社）関西経済連合会、（社）大阪工業会、大阪商工会議所等）を発足

平成8年4月、旧夕陽丘図書館の建物・特許資料を引き継ぎ、大阪府立特許情報センター設置

平成9年4月、特許関連機関・団体が集合し、関西特許情報センター開設

#### 関西特許情報センター集合機関・団体の事業概要

##### 大阪府立特許情報センター

- ・特許情報の収集及び提供
- ・開放特許の流通促進
- ・特許電子図書館情報の検索指導
- ・特許インキュベーションの運営
- ・府庁内知的財産の一元管理

##### 近畿経済産業局特許室

権利取得支援、特許施策の普及等を図るため全国で初めて設置。全国9室の一つ。

- ・産業財産権制度に関する指導相談
- ・特許制度改正等説明会の開催
- ・特許登録原簿等の交付
- ・特許庁審査官との巡回審査、テレビ会議面接審査
- ・児童・学生向け産業財産権教育支援事業
- ・各種産業財産権セミナーの開催

##### 独立行政法人工業所有権総合情報館大阪閲覧室

平成13年4月から工業所有権総合情報館は、独立行政法人として開設。利用者ニーズに機敏に対応する業務運営を目指し、情報提供及び相談等による出願人支援、審査審判協力、特許流通促進事業を実施。

- ・大阪閲覧室では、特許庁と専用回線で接続された端末32台を設置し、特許電子図書館（IPDL）及び国内公報（DVD/CD-ROM機3台）の情報を提供

##### 社団法人発明協会大阪支部

発明の奨励、知的財産権制度の普及等を図るため創立。全国各都道府県支部の一つ。

- ・無料発明相談
- ・電子出願共同利用端末機による特許等の出願手続き
- ・各種セミナー・講演会等の開催
- ・知的財産権情報の提供
- ・先行技術調査

##### 日本弁理士会近畿支部

日本弁理士会は、支部会員の指導、監督、連絡を目的として設立。産業財産権制度の調査研究及び普及活動等の拠点として事業を展開。

全国の弁理士約5,500名、うち近畿支部約1,000名（H15.12末現在）

- ・無料特許相談（特許・意匠・商標なんでも110番）
- ・日本知的財産仲裁センターの運営
- ・各種セミナー等の開催
- ・大学・企業等への講師派遣

##### 財団法人日本立地センターテクノマート事業部大阪支部

産業立地と地域振興に関わる総合的調査研究機関。平成14年4月に（財）日本テクノマートの技術取引市場の構築等の事業を引き継ぎ、事業部を設立。

- ・テクノマート研究会の運営
- ・テクノマートデータベース（インターネット）の構築と運用
- ・テクノマートイベント（技術説明・展示・商談会）の開催
- ・技術移転コーディネータ制度の運営
- ・アジア（韓国、台湾、中国）の技術移転機関との連携（業務提携も含む）

##### 関西特許情報センター振興会

関西特許情報センターにおける国内外特許資料の整備及び利用促進を支援するためのユーザーによる会員制組織。

- ・欧州公開特許紙資料の購入及び提供
- ・機関紙の発行等（振興会ニュース、ニュースレター）
- ・講演会、研究会の開催

## 2 産業財産権情報の提供

質の高い知的財産を生み出すためには、発明者が先行する知的財産の徹底的な調査を行うことが何より重要である。このため大阪府立特許情報センターでは、電子媒体と紙資料の両面から産業財産権情報を提供している。

電子媒体については、「特許電子図書館（IPDL）」を利用して、特許電子図書館情報検索指導アドバイザーが普及・検索指導・相談対応を行っている。特許電子図書館とは、特許庁が開設したデータベースであり、専用回線とインターネットにより、特許、実用新案、意匠、商標に関する約4,900万件の情報が提供されている。この情報を有効かつ適切に検索してもらうため、検索指導アドバイザーによるセンター指導、訪問指導、講習会活動、普及啓発活動を展開している。また、検索指導アドバイザーの業務が拡充され、特許情報を活用した中小・ベンチャー企業等の特許取得・管理の指導等を行う「特許情報活用支援アドバイザー」となることに伴い（本府では平成16年度から）、この制度を活用し、円滑な知的財産の創造等をより一層促進していく。

また、特許電子図書館へのアクセスについて、利用者の利便性を高めるため、関西特許情報センターに入居している（独）工業所有権総合情報館大阪閲覧室では、端末32台を設置し、特許庁との専用回線による特許電子図書館の情報提供を行っている。

さらに、大阪府立特許情報センターでは、旧夕陽丘図書館の特許資料を承継するとともに、特許庁をはじめ諸関連機関・団体等からの寄贈・寄託等により、他府県に類のない日米欧を中心とした42万冊・約4,000万件の紙公報をはじめとして諸外国のCD-ROM公報などを所蔵している。紙公報は主に、「権利調査」や「公知例調査」に利用されているが、特に公知例調査については、特許権等の権利期間を満了した発行年の古い公報も調査対象となるため、センター所蔵の紙公報による調査も有効な手段のひとつとなっている。しかしながら、世界各国において特許情報の電子化が進展していること、また近年、大阪と特につながり深い中国を始めとしたアジア諸国の世界市場における進出が目覚ましいことなどを踏まえ、今後はこれらの国々の特許情報整備等も視野に入れながら、センター閲覧室における特許情報の提供のあり方について検討を行う。

### 特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの活動件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年12月末	合計
活動件数	87	415	644	690	548	2,384

活動件数は、センター指導、訪問指導、講習会活動、普及啓発活動の合計件数。

大阪府では、検索指導アドバイザーによる活動を平成11年11月より大阪府立特許情報センター（知的所有権センター）で1名、平成12年7月より（社）発明協会大阪支部江坂分室（知的所有権センター支部）で1名、計2名で展開している。

大阪府立特許情報センターでは、平成13年11月より少人数ゼミ方式での「特許電子図書館」活用講座を開設しており、特許初級講座、意匠講座、商標講座、特許上級講座、欧米特許講座などコース別に検索指導等を行っている。

### （独）工業所有権総合情報館大阪閲覧室の閲覧者数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年12月末	合計
閲覧者数	-	-	17,292	17,558	12,217	47,067

（独）工業所有権総合情報館大阪閲覧室は平成13年4月に開設

### 大阪府立特許情報センター閲覧室の閲覧者数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年12月末	合計
閲覧者数	16,613	13,769	14,156	14,589	9,648	68,775

## 3 特許インキュベーション事業の展開

中小・ベンチャー企業等の特許を活かした事業展開を促進するため、大阪府立特許情報センターでは、専用ブースを設け、入室者による先行特許の調査や特許戦略の策定をサポートする特許インキュベーション事業を展開している。平成12年7月の開設以来、平成14年度末までに、60者が利用し、うち10件で事業化がなされているが、特許インキュベーション事業におけるサポート内容の拡充や中小企業支援センター等の関連機関との連携を強化するなど、本事業を通じた新事業展開

支援を行う。

また、本事業で得たノウハウが他団体のインキュベーション施設においても活用され、多面的に知的財産の創造が促進されるよう、関連機関とも緊密な連携を図りつつ、幅広く本事業の成果の普及を図る。

#### 知的財産を創出する研究開発に対する支援

#### 4 大阪府立大学等と産業界との共同研究を通じた知的財産創造活動の推進

国の「知的財産戦略大綱」においては、活力ある経済社会を実現するための国家像として、「知的財産立国」を目指すこととしている。「知的財産立国」の実現に向けては、その駆動力となる、知的財産の創出・活用・再生産という「知的創造サイクル」の迅速かつ大規模な展開が必要であるとされており、大学は、「知的創造サイクル」における知の創造を担うことが期待されている。このことを自覚し、大学の責務の一つとして、自ら知的財産を生み出す体制へと生まれ変わり、研究及び開発等の成果を社会還元することが必要である。

このため、大阪府立大学においては、企業等との共同研究を進める施設である生物資源開発センターや、科学技術共同研究センターを整備するとともに、多くの企業が参加する「産官学共同研究会」を設立し、技術相談や技術紹介、共同研究など産学官連携を推進してきたところである。また、平成15年度はあらたに文部科学省から認められた知的財産ブリッジセンターによる産学官連携機能の集約、及び窓口等の一本化を図ったところである。

平成17年度に予定されている府立3大学の再編・統合及び公立大学法人化後の新大学においては、バイオ、環境、ナノテクといった、特に高いポテンシャルを有する領域において、世界レベルの研究を目指すとともに、以下の取組みを通して地域の知的財産創造活動に貢献する。

- 平成17年度に設置を予定している「産学官連携機構（仮称）」により、企業ニーズの把握から、共同研究、知財の特許化等を組織的に行うことにより、産学官連携のさらなる強化を図っていく。
- 企業ニーズ等を反映したプロジェクト方式の研究を推進することにより、短期間に研究成果を生み出し、タイムリーな社会還元を行っていく。

### 新大学の概要

平成 17 年 4 月に現行の 3 大学（大阪府立大学・大阪女子大学・大阪府立看護大学）を再編・統合するとともに、公立大学法人化を行う。

新大学では、大学院を重視した高度「研究型」大学としての展開を図るとともに、「公立大学法人」による自律性・機動性あふれる大学運営をめざす。

#### 【現行大学】

	学 部	大 学 院
大阪府立大学	工 学 部	工 学 研 究 科
	農 学 部	農学生命科学研究科
	経 済 学 部	経 済 学 研 究 科
	総 合 科 学 部	人 間 文 化 学 研 究 科 理 学 系 研 究 科
	社 会 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 研 究 科
大阪女子大学	人 文 社 会 学 部	文 学 研 究 科 修士課程
	理 学 部	理 学 研 究 科 修士課程
大阪府立看護大学	看 護 学 部	看 護 学 研 究 科
	総 合 理 化 リサーチ学部	
大阪府立看護大学医療技術短期大学部	順 次、募 集 停 止 中	

#### 【新大学】

	学 部	大 学 院
大阪府立大学 <平成 17 年 4 月開学 予定>	工 学 部	工 学 研 究 科
	生 命 環 境 科 学 部	生 命 環 境 科 学 研 究 科
	理 学 部	理 学 系 研 究 科
	経 済 学 部	経 済 学 研 究 科
	人 間 社 会 学 部	人 間 社 会 学 研 究 科
	看 護 学 部	看 護 学 研 究 科
	総 合 理 化 リサーチ学部	

新大学の名称は、『大阪府立大学』とすることを平成 16 年 2 月に決定  
学部・大学院研究科の名称はいずれも予定

新大学は、7 学部・6 研究科で開学する。

・キャンパス（17 年度開学時点）は、中百舌鳥（現府立大学）を拠点〔看護学部・研究科、総合リハビリテーション学部は羽曳野（現看護大学）〕として展開する。

現行の 3 大学は、平成 16 年度の入学者を最後に募集停止。（現行の 3 大学の卒業生は、旧大学課程の修了となる。）

また、大阪府立工業高等専門学校には、多くの専門分野にわたって企業の現場ニーズに精通した教員が在職しており、産業界等との共同研究や教育・研究奨励寄付金制度を活用し産学官連携を推進している。

今後、新たな企業ニーズの把握に努め、産業界との連携をさらに促進するため、産業界に教員の研究内容や共同研究が可能なテーマ等の情報を幅広く周知する。

### 5 大阪府立産業技術総合研究所における技術高度化、新産業創出・育成の支援

大阪府立産業技術総合研究所は、中小・ベンチャー企業の技術高度化を支援し、新産業の創出・育成と既存産業の新規展開による産業構造の転換を図るための開放型研究・交流拠点として設置されている。

『開放と交流』というコンセプトのもと、世界的に競合できる製品を生み出すためのイノベーションを目指す中小・ベンチャー企業の研究・開発活動を支援するため、平成 15 年度は、新製造技術分野、環境エネルギー及びバイオ分野、生活(人間工学・安全・福祉)分野、情報・通信分野で 65 件の研究課題に取り組み、産学

官連携による共同研究などを推進している。

また、受託研究、依頼試験、設備機器の開放利用による技術支援や、指導相談、実用化指導、技術フォーラム、月例セミナー等を通じ、企業が抱える技術課題の解決や最新の先端技術情報を提供する指導普及も行っている。

さらに、平成8年に所内に開設した、ものづくり系の本格派インキュベータ施設である「フォレックス・インキュベータ」では14の研究室（物理系10室、化学系4室）を開放し、技術指導や技術支援を中心とした支援メニューで、新規創業・新規製品開発を目指す研究開発型企業の育成・支援を図っている。

研究所の持つ優れた技術や機器の利用、専任のインキュベータ・マネージャーによるサポート、経営・資金面等の支援に加え、事業化の拠点となる「テクノステージ和泉」にも近接するなど、研究開発型企業に対する総合的な支援体制を築いている。

## 6 知的財産の創造を推進するための資金支援

十分な経営資源を有しない中小・ベンチャー企業に対しては、資金面における研究開発支援を通じて知的財産の創造を推進することが必要である。

本府においては、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づき、認定を受けた中小・ベンチャー企業者が行う試作、新技術開発、新製品開発等について、研究開発に要する経費の一部を補助する大阪府技術向上奨励費補助金制度や、研究開発等の事業活動に必要な資金の融資制度を設けている。

また、「中小企業経営革新支援法」に基づき、承認を受けた中小・ベンチャー企業者が新商品の開発、生産、商品の新たな生産方式の導入などを通じて相当程度の経営の向上を図る場合にも、事業経費の一部助成や融資などの支援策を設けている。

平成16年度から新設する「先端技術創出型産学官研究開発補助金」では、「クリエイションコア・東大阪」「彩都バイオインキュベータ（仮称）」「さかい新事業創造センター」「フォレックス・インキュベータ（H16年4月～『産技研インキュベータ』に改名予定）」の4つのインキュベータ施設に入居する中小・ベンチャー企業が大学・公設試験研究機関等と共同で行う先端的な研究開発に対して資金補助を行う。